平成２２年（フ）第１８号
愛媛県今治市高部甲1146番地10
債務者　越智　佐世
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１４８号
福岡県直方市大字下新入362番地１
債務者　木原美津子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６号
福岡県宮若市金丸83番地２、前住所福岡県宮若市磯光1558番地２
債務者　山本早由理
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２９号
福岡県宮若市上大隈450番地100、前住所福岡県宮若市磯光1367番地125
債務者　中島　和代
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５７号
大分市大字木上90番地の３
債務者　神河　　博
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７２９号
宮崎市生目台西２丁目５番地１　県営住宅２棟11号
債務者　伊藤　　昇
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７号
宮崎市天満町７番８－１号
債務者　紅葉谷　透
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅11棟10号
債務者　河口　亜維（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４号
宮崎市小戸町92番地３
債務者　萱野　陽二
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅111棟17号
債務者　齋藤　正博
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９号
宮崎県都城市菖蒲原町33号15番地
債務者　遠矢　静子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１１号
宮崎県日向市大字平岩6449番地218
債務者　益田富美男
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７号
宮崎県延岡市浜砂２丁目18番19―705号
債務者　森本　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６９号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目42番８―13号
債務者　冨吉　眞澄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
沖縄県浦添市城間２丁目２番６―505号　マンション宮城
債務者　佐渡山百合子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６６号
沖縄県浦添市牧港１丁目59番１―306号　浦添市街地住宅
債務者　高山　朝信
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６７号
沖縄県浦添市牧港１丁目59番１―306号　浦添市街地住宅
債務者　高山　保子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部